

## 地域経営推進費交付要綱

制 定	平成 19 年 3 月 26 日	地域振興部長決裁
一部改正	平成 20 年 3 月 31 日	地域振興部長決裁
一部改正	平成 22 年 3 月 19 日	地域振興部長決裁
一部改正	平成 23 年 3 月 31 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 23 年 8 月 10 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 24 年 3 月 22 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 25 年 3 月 26 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 26 年 3 月 25 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 27 年 3 月 27 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 28 年 3 月 25 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 29 年 3 月 29 日	政策地域部長決裁
一部改正	平成 31 年 4 月 1 日	政策地域部長決裁
一部改正	令和 2 年 3 月 31 日	政策地域部長決裁
一部改正	令和 5 年 3 月 27 日	ふるさと振興部長決裁

### (目的)

第 1 分権型社会の構築と産業の振興による地域の自立を促進するため、広域振興圏において、広域振興局所管区域内の公共的団体等（以下「公共的団体等」という。）、市町村又は市町村長が必要と認める団体（以下「市町村等」という。）が圏域の課題を解決する事業（以下「対象事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により地域経営推進費（以下「推進費」という。）を交付する。

### (推進費の交付の対象及び交付額)

第 2 第 1 に規定する対象事業は、国又は県の他の補助制度等既定の助成制度では採択される見通しのないもの並びに団体及び施設に係る運営費以外のもので、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業のいずれかに該当すると広域振興局長（以下「局長」という。）が認める事業に限るものとする。

(1) 一の市町村の行政区域を越えて組織される公共的団体等が行う事業

- ア 地域の自立を支える産業の振興に資する事業
- イ 安全・安心な地域社会の構築に資する事業
- ウ 分権型社会の実現に向けた仕組みづくり等に資する事業
- エ 文化・スポーツ振興の推進に取り組む事業
- オ その他局長が圏域の課題解決のために必要と認める事業

(2) 一の市町村の行政区域内で組織される公共的団体等が行う事業

- ア 前号に掲げるいずれかの事業であって、当該市町村の行政区域を越えた広域的な連携により実施し、事業効果が広域に波及するもの
- イ 喫緊の地域課題に対する先導的事业であって、事業効果が広域に波及するもの

の

(3) 市町村等が行う事業

ア 「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン—地域振興プラン—」等の推進に取り組む事業

イ アの事業のうち、2以上の市町村が共同して行う広域連携の推進に資するもの

2 第1に規定する経費及びこれに対する推進費交付額は、次のとおりとする。

経 費	推 進 費 交 付 額
公共的団体等が対象事業を行う場合に要する経費	当該経費の当該経費の2分の1に相当する額以内の額（ただし、県北及び沿岸広域振興局管内の公共的団体等については、3分の2に相当する額以内の額とする。）
市町村が前項第3号アの対象事業（同号イの対象事業を除く。以下同じ。）を行う場合に要する経費及び市町村長が必要と認める団体が同号アの対象事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	当該経費の2分の1に相当する額以内の額（ただし、県北及び沿岸広域振興局管内の市町村又は財政力指数が別に定める指数以下の市町村については、3分の2に相当する額以内の額とする。）
市町村が前項第3号イの対象事業を行う場合に要する経費	当該経費の2分の1に相当する額以内の額（ただし、連携する市町村のうち、事業着手の初年度における財政力指数が県内平均以下の市町村が含まれる場合は、連携する全市町村について3分の2に相当する額以内の額とする。）

（経費の配分及び事業内容の軽微な変更）

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 対象事業費の20パーセントを超える増減
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業の施工箇所、催しの開催場所又は経費の配分等の事業内容の重要な変更
- (4) 推進費交付額の変更を伴う対象事業費の変更であって広域振興局長が必要と認めるもの

（申請の取下期日）

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、推進費の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間）

第5 規則第19条第1項に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、財務省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間とする。

（事業遂行状況の報告）

第6 公共的団体等の代表者又は市町村長（以下「補助事業者」という。）は、対象事業の遂行状況について、所管局長の指示があったときは、速やかに、地域経営推進費事業遂行状況報告書（様式第6号）により、所管局長に報告しなければならない。

（立入検査等）

第7 所管局長は、予算の執行の適正を期するため、公共的団体等の代表者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、対象事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、所管局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、対象事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、所管局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（書類の整備等）

第8 補助事業者は、対象事業の経理を明らかにした書類を整備し、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

（前金払）

第9 補助事業者は、推進費の前金払を請求しようとするときは、地域経営推進費前金払請求書（様式第7号）を所管局長に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第10 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補助事業者が交付する補助金の交付の決定に係る条件）

第11 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付の決定に際し第3から第10までの規定と同一の条件を付さな

なければならない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、推進費の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

地域活性化事業調整費交付要綱（平成13年3月27日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 市町村総合補助金交付要綱（平成12年3月29日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 10 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	地域経営推進費交付申請書	第 1 号	1 部	別に定める。
	1 事業計画書兼事業実績書	第 2 号	1 部	
	2 収支予算書	第 3 号	1 部	
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による承認を受ける場合の書類	地域経営推進費事業変更（中止、廃止）承認申請書	第 4 号	1 部	変更（中止、廃止）の理由の生じた日から 15 日以内
	1 事業計画書兼事業実績書	第 2 号	1 部	
	2 収支予算書	第 3 号	1 部	
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	地域経営推進費請求（精算）書	第 5 号	1 部	別に定める。
	1 事業計画書兼事業実績書	第 2 号	1 部	
	2 収支精算書	第 3 号	1 部	